

訪問リハビリテーション重要事項説明書

当事業所のサービス相談窓口

電話:0863-33-9333

サービス提供責任者:久山 雅之 (理学療法士)

(事業の目的・運営方針)

当事業所が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために、各事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とし、要介護者等の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう家庭での療養生活を支援し、生活の向上に努め、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

大西病院 訪問リハビリテーションの概要	事業所名	大西病院
	所在地	玉野市田井3丁目8番11号
	電話番号	0863-33-9333
	介護保険指定番号	3310410125
	サービス提供地域	玉野市
	職員体制	理学療法士 4名
	営業時間	平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日、年末年始12/30～1/3、8月14・15日は休業
内容・利用料金等	第三者評価の実施	有・(無) ※ただし、利用者様や利用者様のご家族に外部アンケートとしてご評価いただいています。
	訪問リハビリ	<input checked="" type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション 308単位/回 <input type="checkbox"/> リハビリマネジメント加算(イ) 180単位/月 <input checked="" type="checkbox"/> リハビリマネジメント加算(ロ) 213単位/月 <input checked="" type="checkbox"/> 診療未実施減算 50単位/回 <input checked="" type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位/回
	利用料金	上記利用単位数に1単位10円を掛けた料金の介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。
	キャンセル料	当日の朝、就業開始(午前9時)までに下記連絡先まで電話連絡をお願いします。 電話: 0863-33-9333
サービスの利用方法	利用の開始	事業所の職員と契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
	サービスの終了	①利用者の都合による終了 利用者は、1週間以上の予告期間をおいて、いつでも解約することができます。 ②事業所の都合で終了する場合 サービスの提供が十分満たせず事業の健全な運営ができない等の場合は、文書により解約することができます。 ③次の場合は契約を自動終了します ・契約期間満了の申し出がなされたとき ・事業者から契約解除の通知がなされたとき ・利用者が、介護保険施設・医療施設等に入院したとき ・利用者が要介護認定区分が、自立と認定されたとき ・利用者が亡くなられたとき
当事業所の特徴	運営の方針	①長年の経験と知識を備えた人材によるサービスを提供します。 ②担当者の専門研修などによる、最新の知識に基づいたサービスを提供します。 ③関係医療機関及び他の居宅介護支援事業所、居宅介護サービス提供者との連携を常に心掛けます。

サービス内容に関する苦情	相談苦情担当	<p>当事業所の訪問リハビリテーションに関する相談・苦情について承ります。</p> <p>受付時間：月～金曜日8:30～17:30、土8:30～12:30</p> <p>苦情担当者：久山 雅之 電話：0863-33-9333</p> <p>1) 担当者は直ちに利用者側と連絡をとり、苦情の内容を確認 2) 担当者は内容を管理者に報告し、検討会議を開催 3) 検討会議の結果をまとめ、翌日までに具体的な対応を指示 4) 担当者は利用者宅を訪問し、謝罪、検討結果を報告 5) 担当者は苦情処理結果を台帳に記載し、再発防止に努める</p> <p>その他の苦情受付先(下記でも相談ができます)</p> <p>玉野市社会福祉部長寿介護課 電話0863-32-5534</p> <p>岡山市保健福祉局介護保険課 電話086-803-1240</p> <p>岡山県国民健康保険団体連合会 電話086-223-8811</p>
事故発生時の対応について	対応内容	<p>①事故発生時には、かかりつけ医、家族、保険者、市町村県民局、居宅介護支援事業者に連絡いたします。</p> <p>②損害発生時には損害賠償請求に応じます。</p> <p>③事故の再発防止に努めます。</p>
秘密の保持について		職員は業務上知り得た秘密を保持します。個人情報を用いる場合は、文書で同意を得ない限り用いません。
虐待の防止のための措置	措置事項	<p>①虐待防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を従業者に周知します。</p> <p>②虐待の防止のための指針を整備します。</p> <p>③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しています。</p> <p>④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。</p>
身体拘束等の禁止	対応内容	<p>①サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。</p> <p>②事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などの必要な事項を記載することとする。</p>
衛生管理等		<p>①感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。</p> <p>②職員が感染症対策について理解し、平常時の対策及び発生時の感染拡大防止対応の方策を共有する様に努めます。</p>
事業継続計画の策定等		<p>①感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定します。</p> <p>②事業継続に必要な研修を定期的を実施します。</p>
ハラスメント対策の強化		①事業者は適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害することを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
当事業所の概要	法人種別 代表者氏名 所在地	<p>医療法人社団 恵誠会 理事長 大西 敦之 玉野市田井3丁目8番11号</p>